

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

1 推進体制

本市における全庁的な組織として設置している宇治市人権教育・啓発推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

また、この計画の趣旨を踏まえ、本市のすべての行政分野において、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

2 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働

関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会*を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、公的団体や企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取組の展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

*山城人権ネットワーク推進協議会

2008（平成20）年4月に設立された任意団体。山城地域の市町村、民間団体、企業で構成され、「人権尊重理念の普及」と「さまざまな人権問題の解決」に向けた取組を実施。

3 外部有識者会議の設置

人権教育・啓発に関する施策について、外部の視点から適切な評価や助言を受けるため、外部有識者による会議を設置します。

2. 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。

また、この計画に基づく施策を効果的に実施するため、宇治市人権教育・啓発推進本部で毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、施策の点検を行い、外部有識者の評価も受け、本計画のフォローアップを行います。